



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail:SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp
<https://www.city.sabae.fukui.jp>

もくじ

■ 農地の適正管理	2
■ 小区画農地の農作業応援	3
■ 農地中間管理事業について	4
■ インボイス制度について	5
■ 農作業中のクマ注意・違法捕獲禁止	6
■ 農業者年金のポイント	7
■ 農地よろず相談会・農政カレンダー	8

“旬を楽しむ” さばえの農産物を使ったイベント

“顔が見える” さばえの農家さん紹介

“これが自慢” さばえの特産加工品 などなど

「さばえのすばらしいもの」を、ぜひ『さばえおいしい応援団』で見つけてください。

おいしい応援団
Facebookおいしい応援団
Instagram

農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人々に迷惑がかかります。

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。（農地法第30条第3項）



畠地転換については届出が必要です。

農用地の畠地転換（盛土）等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るために、所定の申請手続きが必要になります。

また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地（あわせて事業を行おうとする非農地を含む）内にいわゆる赤道、青道等官地（公有地）が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。故意に届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます（農地法第69条）。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

小区画農地の農作業応援

◆地域農業サポート事業のイメージ

中山間地
都市近郊地

応援を受けたい人

農作業を委託したいと考えている人
機械が高くて買えない、高齢化等で難しい、小区画だから誰も引き受けてくれないといった農地を所有する農家の皆さんには、一度地域農業サポートセンターにご相談ください。

田んぼは作りたいが、年はとつたし、機械も古くなつた。トラクターなど機械の作業をしてほしいなあー。

困っている人、安心して！私たちが応援しますよ！



応援したい人

アグリソーター

トラクターなどの農機を所有する農家や、兼業農家でも時間に余裕のある人は、農作業で困っている近隣農家を応援する『アグリソーター』に登録をお願いします。

③代行作業の実施

④作業料金の支払い

(作業料金は、作業委託者とアグリソーター間で決定)

①相談

地域マネージャーにご相談ください！

地域農業サポートセンター(農林政策課内)

サポートセンター職員が近隣の『アグリソーター』に連絡調整し、引き受けってくれる人を探します。

②作業紹介・調整

⑤助成

◆アグリソーターに対する具体的な助成内容

委託農家から依頼のあった20アール未満の圃場で、アグリソーターが次の作業を受託し、代行した場合、市から助成金を交付します。

作業内容	農地面積	助成金額	対象作物
耕起・整地作業	10アール当たり	2,000円	水稻
田植・播種作業	10アール当たり	1,000円	
収穫・脱穀作業	10アール当たり	2,000円	
畦畔草刈作業	10アール当たり	1,500円	
全作業の実施	10アール当たり	10,000円	
不作付地の再生	10アール当たり	20,000円	そば

* 畦畔草刈作業は1回当たりの助成金とし、同一圃場での回数の上限は4回です。

【例】4回草刈り 1回1,500円×4回=6,000円

* 保全管理および水張り転作、利用権設定の水田は、助成金の対象外です。

* 委託農家とアグリソーターの作業受託合意が必要です。

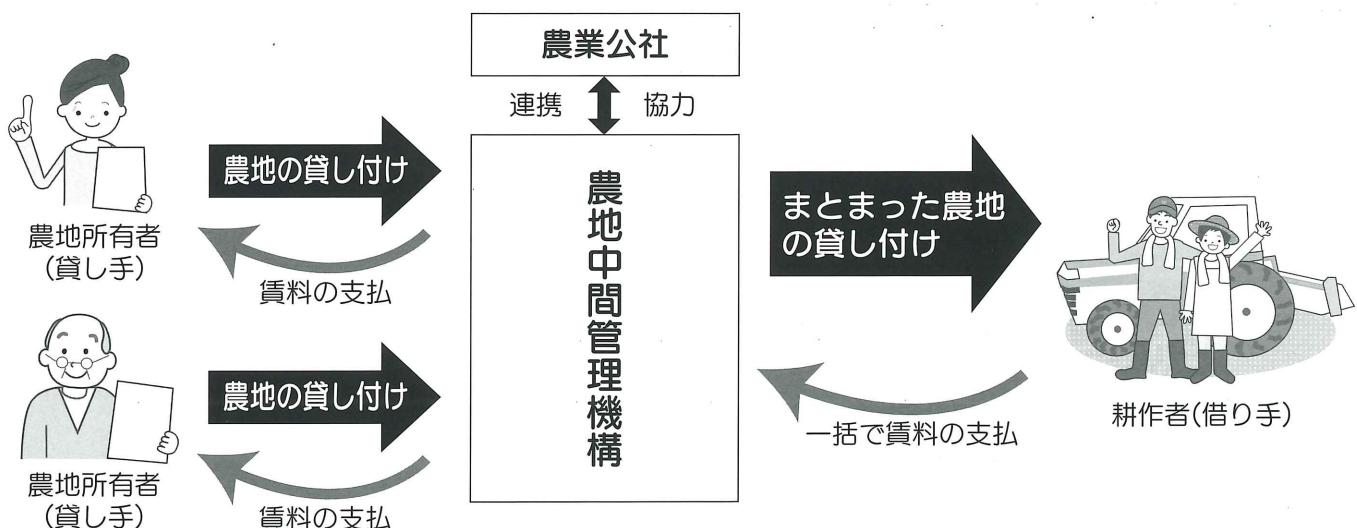
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手となる農業経営体(者)に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を進めることを目的とし、農地中間管理機構が、農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが福井県農地中間管理機構の窓口となり、原則10年以上の期間で農地の貸借手続きをおこないます。



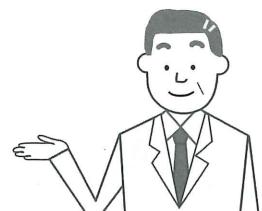
貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 相続税等の納税猶予の適用を受けることができます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。

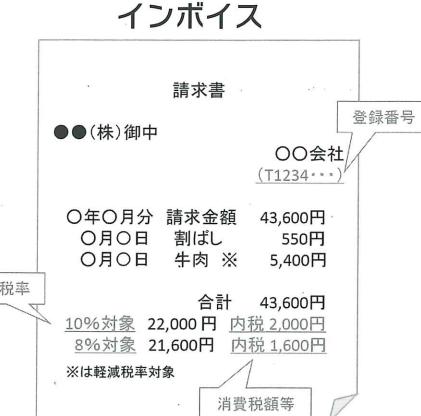
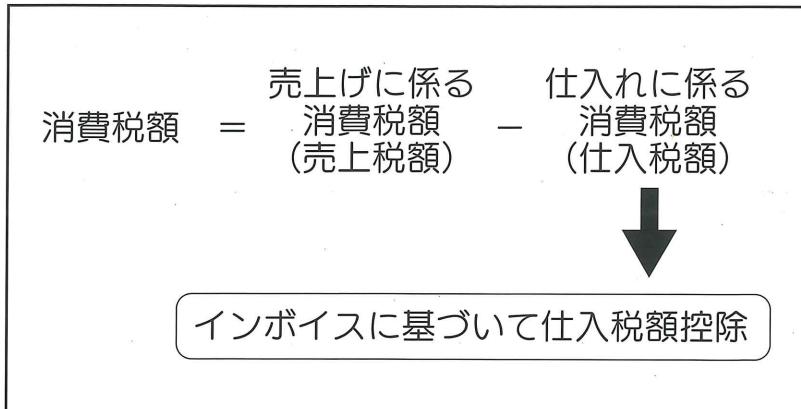
問合せ先 (公財)農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内 TEL53-2234



令和5年10月から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まります。

■インボイス制度のポイント

- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（「仕入税額控除」といいます。）
- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。（免税事業所はインボイスの発行ができません。）



赤字が従来の区分記載請求書との変更点

■インボイス制度が開始されるに当たり、次のような対応や検討が必要になります。

●課税事業者 (売上高が1千万円を超える事業者。消費税の納税義務があります。)

<売り先との関係>

- ▶インボイス（適格請求書）を発行する事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。令和5年10月から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録が必要です。
- ▶売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。

<仕入先との関係>

- ▶仕入税額控除をするためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ▶仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合って取り決めておいてください。

●免税事業者 (売上高が1千万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。)

<売り先との関係>

- ▶インボイスを発行できません。
- ▶売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者の場合、卸売市場や農協（無条件委託かつ共同生産方式に限る）への委託販売を行う場合は、インボイスの発行を求められないため、これまでどおり。
- ▶売り先が課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため、売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合って取り決めておいてください。なお、今後の経営発展を考えて、課税事業者や簡易課税事業者へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

<仕入先との関係>

- ▶特段の対応の必要はありません。

【農林水産省の相談窓口】

インボイス制度に関する専用ダイヤル：03-6744-7140

鳥獣害対策

クマによる農作業中の人身事故に注意!

秋から冬にかけて、クマが冬眠の準備のためにカキ、クリなどのエサを求めて、山際や低地に出没する可能性があります。県下の平野部の農地において農作業中の事故が起こっています。ヒトにもクマにも不幸な事故が起きないよう以下の点に注意をしてください。

◆ クマに遭遇しない・引き寄せないために

- ◆ 鈴やラジオなど音が出るものを持ち、クマに人の存在を知らせる。
- ◆ 山際や河畔の草刈りを行い、見通しを良くする。
- ◆ 山林や田畠周辺に野菜(残渣)を放置しない。
- ◆ 人家近くのカキ、クリ等はきちんと収穫する、管理できない木は伐採する。



◆ クマに遭遇してしまったら

- ◆ とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。
子グマの場合は近くに親グマがいる可能性があるので特に注意する。
- ◆ 攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

◆ クマを目撲した場合

クマを目撲した場合は、日時、場所、数等できるだけ詳しい情報を市役所にお知らせください。

◆ クマ出没情報をメールで受け取る方法

鯖江市では丹南ケーブルテレビのライフラインメールシステムを活用し、クマ出没情報を随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。
(<https://message.t-catv.co.jp/>)

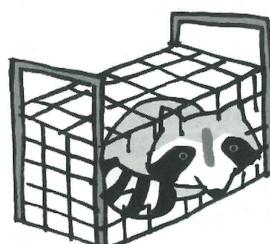


野生鳥獣を許可なく捕まえることは違法です

最近、ホームセンター等で購入した捕獲檻を使用した捕獲後の相談が増えています。野生の鳥獣(鳥類およびほ乳類)を捕まえたり、鳥類の卵をとったりすることは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、原則禁止されています。農作物や生活環境に被害を引き起こしている場合でも、許可なく野生鳥獣を捕獲すると違法になることがあります。アライグマやハクビシン等の外来生物であっても同様です。

また、許可を得て捕獲をする場合、侵入口を塞いだり、作物を守ったりの対策をすることが速やかな捕獲に繋がります。

野生鳥獣による被害でお困りのときは、自分で捕まえようとせず、まずは市役所の鳥獣害担当部署にご相談ください。



<問合先> 鯖江市産業環境部農林政策課 TEL:0778-53-2233

鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター TEL:0778-51-2110

夜間・休日の場合 鯖江市役所(代表) TEL:0778-51-2200

農業者年金の 6つのポイント

1 農業者の方なら広く加入できる

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます ※

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)

60歳未満

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

2 終身年金。老後を最後までサポート

- ・80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

3 保険料の全額が社会保険料控除で大きな節税効果

4 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる

- ・保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で選べます。

5 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

- ・39歳までに加入
- ・認定農業者で青色申告者等

6 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※ 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）および個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。



本気で農業を始めたい方を応援します

*新規就農のスタイル

- (1) 自分で起業 (2) 農業法人等に就職 (3) 親の経営に参加・継承

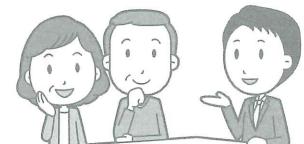
*就農相談

下記にて隨時相談を行っております(来庁される場合は、事前にお電話にてご連絡ください)。ご自身がどのような農業を行いたいか、品目は何なのか、農地の有無、などをお聞かせください。まずは、ご相談ください。

【問合先】 鮎江市役所内 農林政策課 電話53-2234

～農地よろづ相談会～

転用・相続など農地に関する問題についての相談会を開催しています。
準備の都合上、一週間前(午後5時)までに事前申し込みが必要です。



開催日時	申込期限
10月 4日(火)	9月27日(火)
11月 1日(火)	10月25日(火)
12月 6日(火)	11月29日(火)
1月 5日(木)	12月26日(月)
2月 2日(木)	1月26日(木)
3月 2日(木)	2月22日(水)

時 間 午後2時～5時
(①2時～ ②3時～ ③4時～)
場 所 市役所新館5階会議室
相 談 員 司法書士 孝久忠央 氏
申込方法 電話またはファックス(氏名、住所、電話番号、相談内容概要)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、相談会を中止にする場合があります。

鯖江市農業委員会事務局(農林政策課内)
TEL53-2234 FAX51-8153

○農業委員会・農政カレンダー○

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和4年

- 10月 28日 第10回農業委員会総会
11月 25日 第11回農業委員会総会
12月 23日 第12回農業委員会総会

令和5年

- 1月 27日 第1回農業委員会総会
2月 28日 第2回農業委員会総会
3月 22日 第3回農業委員会総会

全国農業新聞



を購読
しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱい

- ◆発行日 毎週金曜日
◆購読料 一ヶ月700円 年額8,400円

編集後記

全国の意欲ある農業の担い手が一堂に会し、相互研鑽、交流を通じて農業経営の現状や課題についての認識を深め、自らの経営改善や地域農業・農村の発展を目指す、「全国農業担い手サミット」が10月20日・21日に福井県で開催されます。20日の全体会はサンドーム福井で、その後県内6地域の会場に分散して、情報交換会・現地研修会が開催されます。日本各地から約2千人の意欲ある農家が参加するこの大会。予定どおり開催され、ご参加いただく農家さんにとって有意義な大会になることをお祈りいたします。